

主要観光地への誘導サイン整備に係る調査検討業務 仕様書

1 業務名

主要観光地への誘導サイン整備に係る調査検討業務

2 業務の目的

札幌市では、観光案内機能の充実や交通機関の乗り換えの利便性向上が課題となっていることから、観光行動の起点（観光施設の最寄りの駅、停留所等）から市内の主要な観光施設に至るまでの経路（駅構内での移動、最寄りの駅等からバス等への乗り換え導線を含む）において、札幌に不慣れな国内外の観光客に対する誘導サインによる案内機能を強化することを目指し、その前提条件を整理することを目的とする。

なお、本業務における誘導サインとは、矢印等により、目的地となる施設の方向や距離等を指示するのに必要なサインとし、スタンドサインの他、吊り下げサイン、床面サイン等を含む。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

4 業務内容

(1) 現況調査の実施

ア 観光行動の起点（観光施設の最寄りの駅、停留所等）から市内の主要な観光地に至るまでの経路（駅構内での移動、最寄りの駅等からバス等への乗り換え導線を含む）において、観光地を案内する目的で設置されているサインについて現地調査を実施し、設置場所、表示内容、デザインなどについて整理を行う。

イ 主要観光地については、「主要観光地一覧」（別紙1）に記載がある観光地を基本とする。

ウ 観光行動の起点及び経路については、主要観光地のホームページ等で確認し、委託者と協議のうえ決定すること。

(2) 他都市の事例調査

他都市における観光施設への誘導サインに関する事例を3例程度調査し、設置場所やデザイン、筐体仕様などについて整理を行う。

なお、調査対象については、札幌市における誘導サイン整備の参考となるよう、札幌市と類似した都市構造（観光都市、地理的条件、公共交通機関の整備状等）を有する国内の都市を基本とする。

(3) 関係者へのアンケート調査

関係機関（交通事業者、エリアマネジメント組織、観光関連事業者等）に対し、誘導サイン整備に関して現状の課題を含めた意見を収集する。

また、誘導サインの設置場所及びサインの種類（スタンドサイン、吊り下げサイン、床面サイン等）についても意見を収集し、整理する。

(4) 配置方針の検討

ア (1)～(3)で整理した結果を踏まえ、誘導サインの配置計画に関する考え方をまとめる。

イ サインの配置にかかる考え方については、「札幌市公共サイン基本計画」（別紙2）の配置方針を基本とする。

(5) デザインの検討

ア (1)～(3)で整理した結果を踏まえ、サインに表示する情報、色彩などのデザイン案を作成する。

イ 案の提示にあたり、ユニバーサル・多言語への対応については必須とする。

(6) 取組方策の提示

契約後速やかに本業務の実施計画書及び工程表を1部ずつ提出すること。

(7) 打合せの実施

業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて、委託者と打合せを行うこと。

5 本業務の成果物として、3で定める業務期間の最終日（最終日が土・日・祝日の場合はその直前の日）までに、上記4(1)～(5)の内容をまとめた報告書を作成し、下記について委託者に提供すること。報告書の作成に当たっては事前に委託者と協議を行うこと。

(1) 業務完了届 1部

(2) 業務報告書 5部

(3) 参考資料 一式

(4) 電子データ

・ 報告書 PDF形式、Microsoft Word形式（文書）及びExcel形式（表、グラフ、図等）

※ 電子データについては、編集可能なWord等の形式とPDF形式の2種類を作成し、DVD等の記憶媒体に格納して提出するか、メール等にて送付すること。

6 著作権

(1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

(4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 留意事項

(1) 業務の履行にあたっては、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。必要に応じ、業務執行ごとにその案を提出し、指示を受けた後に業務を進めること。

(2) 本業務の履行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。

(3) 本業務の遂行にあたり、事故やトラブル等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において関係者へ誠実に対応すること。

- (4) 本業務の履行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び打合せ、資料、計画等の内容については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (5) 本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (6) 成果物が本仕様書に反することが判明した場合、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。